公益財団法人福島県市町村振興協会市町村交付金交付細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人福島県市町村振興協会市町村交付金交付規程(以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、公益財団法人福島県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が市町村に交付する市町村交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の算出基準)

- 第2条 規程第3条に規定する市町村交付金の均等割分の1円未満の端数については、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。
- 2 人口割分については、国勢調査の人口を適用するものとする。ただし、東日本大震災の被災団体に係る人口の特例措置(国勢調査人口に住民基本台帳人口の増減率(平成22年9月30日と平成27年9月30日を比較)を乗じた数値が平成27年国勢調査人口を上回る)に該当する南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村については、平成22年国勢調査人口に増減率を乗じた数値に置き換えるものとする。

(交付金の単位)

第3条 市町村交付金の単位は千円単位とし、千円未満の端数を合計して翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(預金利息の取扱い)

第4条 市町村交付金の預金から生じる利息は、翌年度に繰越のうえ翌年度交付金と合せて交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第5条 この法人は、市町村交付金を当該年度の3月末日までに市町村に交付するものと する。

(交付決定の通知)

第6条 この法人は、交付金額を決定したときは、様式第1号の市町村交付金決定通知書により市町村に通知するものとする。

(交付金の支払申請)

第7条 前条の通知を受けた市町村は、様式第2号の市町村交付金支払申請書により交付金の支払を申請するものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第8条 前条の支払申請に際しては、市町村は様式第3号の事業計画書により市町村交付金を充当する事業の計画を提出するものとする。

附則

この細則は、公益財団法人福島県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この細則は、理事会の議決のあった日から施行する。